

平成30年度 山梨県森林審議会（第3回）会議録

- 1 日時：平成30年12月20日（木）午後2時00分～4時00分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - （委員）天野 公夫、木村 靖郎、草野 香寿恵、神宮寺 守、相馬 保政、辻 一幸、野村 千佳子、日向 治子、別宮 有紀子、若尾 直子、若狭 美穂子、若林 一明、渡邊 雄司
 - （事務局）林務長、森林環境部次長、森林環境部技監、森林環境総務課長、みどり自然課長、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長、森林環境総務課森林企画監、みどり自然課課長補佐、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐、森林整備課員（5名）
- 4 傍聴者等の数 2人
- 5 会議次第
 - （1）開会
 - （2）林務長あいさつ
 - （3）森林審議会会長あいさつ
 - （4）議事
 - （5）閉会
- 6 会議に付した案件
 - （1）審議事項
 - 山梨東部地域森林計画の樹立について【公開】
 - 富士川上流地域森林計画の変更について【公開】
 - （2）報告事項
 - 山梨県緑化計画の中間見直しについて【公開】
 - やまなし森林・林業振興ビジョンにおける数値目標の一部見直しについて【公開】

7 議事の概要：

司会（深水 森林整備課課長補佐）：

それでは定刻となりましたので、平成30年度第3回山梨県森林審議会を開催いたします。私は、司会進行を務めます森林整備課の深水と申します。よろしくお願いいたします。

森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当委員会の委員数15名に対しまして、本日は13名の出席をいただき過半数に達しておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、山梨県森林審議会傍聴要領によりまして、審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を御用意しております。

次に本日の資料の確認をお願いします。（配付資料確認）

それでは、次第に従いまして、島田林務長より挨拶を申し上げます。

島田 林務長：

（あいさつ）

司会：

次に、森林審議会会長より挨拶をいただきます。社会長よろしくお願いいたします。

辻 会長：

（あいさつ）

司会：

森林審議会運営規則第3条によりまして、議長は会長が当たることになっておりますので、辻会長に議長をお願いします。

議長（社会長）：

山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することになっておりますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同：

はい。

議長：

署名委員には、天野委員さんと木村委員のお2方をお願いいたします。

議事に入ります。山梨東部地域森林計画の樹立について、及び富士川上流地域森林計画の変更について議題といたします。事務局説明をお願いします。

増田 森林整備課長：

（資料 1-1「山梨東部地域森林計画の樹立及び富士川上流地域森林計画の変更について」、資料 1-2「地域森林計画書（案）（山梨東部森林計画区）」、資料 1-3「地域森林計画（変更計画）書（案）（富士川上流森林計画区）」説明）

議長：

前回から審議をしてきました東部地域の森林計画の樹立、並びに富士川上流の地域の森林計画の変更についても、審議内容から今日までの経過の説明をしていただいて今日に至りましたが、これらの内容を含めて質疑を行いたいと思います。

はい、●●委員。

委員：

資料 1-1 に樹立・変更にかかわる現在までの手続ということで、縦覧期間及び意見聴取のことがまとめて書かれています。最初の公衆の縦覧に供しなければならないというところは、手続き上、林務環境事務所での紙ベースでの閲覧だけで良いのでしょうか。それから、この期間が 11 月 16 日から 12 月 10 日になっておりますが、この期間の根拠をお尋ねしたいです。それと同時に、その次の意見聴取ですが、期間が一週間となっておりますが、これについても根拠を教えてください。

議長：

はい、事務局説明をお願いします。

増田 森林整備課長：

まず、縦覧の方法ですが、特段方法についての規定はありません。他県でも、本県同様に紙ベースで縦覧していると聞いています。また、一部の県ではホームページに掲載をして縦覧する例もあるそうです。

それから、縦覧の期間は、規定に基づき設定しております。意見聴取の期間は、特段の期間の規定はありませんが、従前の例に習って同程度の期間で設定しております。

委員：

問題ない方法と期間で実施されているかと思います。先ほど会長のあいさつにもありましたとおり、山梨県の森林率は約 8 割です。このことを多くの県民や、他の都道府県の方へ関心を持ってもらう効果も期待しつつ、計画の縦覧を紙ベースだけではなくて、可能であるならばホームページに掲載し、山梨県は森林を大切にしており、計画を樹立・変更する時には必ずこのように公開している、というようなアピールをしてもよいのではないかと思います。

議長：

事務局いかがでしょうか。

増田 森林整備課長：

大変貴重な御意見だと思いますので、また次回に向けて検討させていただきます。

議長：

他にございますか。

委員：

プロセス的なことを伺った後に、内容的なことをお聞きします。前回の審議会での計画に関して、質疑応答の結果や出された意見を反映した計画案について、本日はこれを決定する手続ということですね。そうしますと、例えば今日ここで何か意見を言った場合に、それは反映される余地があるのでしょうか。

議長：

事務局お願いします。

増田 森林整備課長：

基本的には、御意見をおっしゃっていただいてももちろん構いませんけれども、(意見を反映するためには) 手続き上は再度変更を要する可能性がございます。

委員：

わかりました。2つ質問させてください。

この計画書の構成は、大きな方向性を定めた、とてもバランスのとれたものだと思うのですが、その計画、方向性に基づいて各地域でどのように、具体的にこの計画に基づいて、実行していくのでしょうか。

それから、それが目標を達成できたかどうかという事後評価はどのようにされる予定なのでしょうか。

議長：

事務局お願いします。

増田 森林整備課長：

まず、この計画を今後どのように具体化させていくのかという御質問につきましては、資料 1-2 の表紙をめくっていただくと、森林計画制度の体系図というページがございます。この中の中段に地域森林計画というものが書いてあります。この地域森林計画の位置づけとしましては、そこにありますように上位計画として、一番上の森林・林業基本計画や農林水産

大臣が立てる全国森林計画というものがあまして、これに則して各都道府県で地域森林計画を作成するものです。この地域森林計画に適合して、市町村森林整備計画が各市町村で立てられることとなります。この市町村森林整備計画の中で、具体的な森林の機能区分であるとか、あるいは森林所有者が行う森林施業の指針などが、定められることとなります。その際の基本的な考え方を示したものが、この地域森林計画ということになりますので、地域森林計画の具体化ということになりますと、この市町村森林整備計画ということになります。

さらにその市町村森林整備計画に適合して、森林所有者が森林経営計画というものを立てることができます。また、あるいは計画を立てない場合であっても、伐採とか造林に関してのいろいろな措置がありますが、それが市町村森林整備計画に沿ったものであることが求められます。

それから、検証の話ですけれども、この地域森林計画書自体の中で前回の森林計画に対する評価というものを行ってございます。資料 1-2 で申しますと 12 ページから該当する記述がございまして、前計画の実行経過の概要とその評価というものを計画量毎に記述し、評価をし、これを審議会へ御報告して御意見をいただく形で検証を行っております。

委員：

わかりました。

議長：

他にございますか。どうぞ。

委員：

一つ質問と、もう一つは最近感じたことを述べさせてください。

資料 1-2 の 21 ページ、下から 5 行目ですが、ここに※の 1 番とありまして、下から 3 行目に※の 3 番として振ってあります。これがどこに反映されているのか教えて下さい。

それから、最近感じたことというのが、御殿場市と(株)リコーさんで取り組んでらっしゃる取り組みがありまして、これがとても面白いと思えました。間伐をしたくても経費の負担が大きく、間伐木の搬出が困難なために実施できない私有林で、資源になる材木を活用するための取り組みです。再生エネルギー関係の国の補助金を使って、事業費の 3 分の 2 の補助を(株)リコーさんが受けまして、バイオマスを利用した空調設備を会社に入れたそうです。(株)リコーさんは、木材チップの代金を市に払い、市がそれを森林所有者にチップ代金として支払い、森林所有者がそのお金で間伐を実施する流れを作ったのだそうです。このような取り組みは、補助金等を利用しながら我が県でも活用できると思ったので、御紹介しました。

議長：

では、事務局、最初の質問について回答をお願いします。

増田 森林整備課長：

今確認中ですが、もしかしたら誤植の可能性もありますので、確認をした上で、回答させていただければと思います。

議長：

あと間伐利用の関係について、事務局から何かありますか。

山田 林業振興課長：

本県でも、委員がおっしゃったことと全く一緒ではないのですが、木の駅プロジェクトという補助制度があります。木の駅を設置する市町村が本補助事業を利用して、木質ボイラーが導入されている市町村の温泉施設等に、地域の方たちが軽トラックで間伐後の残材を運び込み、それに対してお金を支払うという取り組みを昨年度から進めているところです。昨年度は、道志村や丹波山村で木の駅が設置されまして、温泉施設などへの供給が始まっております。今年度も、北杜市や上野原市でそういった取り組みを行う予定です。

委員：

ありがとうございました。

増田 森林整備課長：

最初の質問ですけれども、すみません。誤植だったようです。大変申し訳ございません。修正いたします。

委員：

わかりました。

議長：

他にいかがでしょうか。はい、●●委員。

委員：

確認ですが、林野庁との事前調整時に修正があったそうですね。山梨東部について5箇所、富士川上流で1箇所ということは、今ここに示されている以外にも修正があったのだと思いますが、確認のために内容を教えていただければと思います。

それから先ほど、計画に対する実施の評価や実施率等については、例えば今、森林環境税の運営基金の方で森林整備を行っているところですが、そういったものも合わせて説明していただければ分かりやすいと思います。

議長：

林野庁からの指摘を踏まえて修正した箇所について、事務局お願いします。

増田 森林整備課長：

山梨東部地域森林計画については、資料 1-2 の 37 ページですが、森林施業の方法に関する指針という段落がございます。ここの部分の上からいうと 3 行目の「植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や」という部分が追加されております。それから 40 ページ (2) の「森林経営管理制度の活用促進に関する方針」ですが、この段落の冒頭に「前項の取組に加え」というものが、元々の案にありましたが、それを削除しております。それから 52 ページ上の方の「また、市町村森林整備計画においては、」というところがございますが、この段落を丸ごと追加しております。それから、60 ページ 5 の (1) の①の表がございますが、表の下にある※の注意書きを追加しております。

富士川上流につきましては、資料 1-1 で書いてある段落を追加しております。

以上、6 箇所でございます。

委員：

わかりました。

議長：

他にいかがでしょうか。はい、●●委員。

委員：

先ほど、計画に基づく実行の評価はどうしているのかとお聞きした時に、一部の事項ではあると思いますが、12、13 ページに概要の記載があるというお話でした。伐採した木材の量や造林面積、あるいは林道の開設・拡張のような数量的なものは評価しやすいと思いますが、今回の計画で示されている、例えば 20 ページ、21 ページに整備及び保全の基本方針がありまして、その中で例えば生物多様性保全機能に関する方針が掲げられています。方針はとても素晴らしいものだと思いますけれども、こういったことは数量的に評価するのはとても難しいと思います。

この計画は、より上位の基本方針計画という位置付けだそうですが、先ほどの御回答の中で実際は市町村が具体的な施策を決め、それに従って実行されていくというお話でした。それでは、市町村レベルでは生物多様性保全機能に関して、どのように実行され、それに対する評価はどのように行われるのでしょうか。

私は専門が生態学です。ここは今後とても大事なところになると思いますが、大変難しいことだと感じています。目標としてはとても立派で良いと思いますが、それを今後どのように実施して評価していくのか、お聞きしたいと思います。

増田 森林整備課長：

地域森林計画の位置づけは、先ほど申し上げましたように基本的な方針を示すということであり、それを踏まえて各市町村側が市町村森林整備計画を作るということでございます。

基本的には各市町村が、市町村森林整備計画の中で、例えば地域指定を行うことや、その効果を検討するような事をイメージしております。

もちろんこの審議会で色々と御意見をいただきながら、この方針の考え方やあり方を随時見直していくことは必要だと思いますが、個別に議論することはこの場では適さずに、市町村レベルで議論されるものと考えております。

委員：

市町村レベルで対応可能ということですので、1つ要望としてお願いしたいことがあります。今回東部地域の計画ということで富士山近辺が入っておりますけれども、富士山は国民及び国外の方々から大変興味ある場所です。生物多様性の保全という点に関しては、その多様性の保全に配慮した林業を実施されていると思いますが、観光面での対応は少し遅れている気がします。具体的に申し上げますとスバルラインです。スバルラインを多くの車が通行することで、ロードキルで死んでいる動物たちが割と多いような印象を持っております。数値的なものは公表されていないので、何とも言いようがないですが、世界遺産として国内外の皆さんに富士山地域の豊かな自然を資源として活用していく上で、ロードキルがないように、ここの資料にもありますが、「野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全計画」とありますので、是非それを実施していただけるように関係部署へお伝えいただければと思います。

議長：

よろしいでしょうか。はい、●●委員。

委員：

先ほど生物多様性についての御指摘がありましたが、北杜市ではみどり自然課の指導を受けまして、環境基本計画を作成しました。北杜市では、市民が生物多様性ということに関心を持つように生物多様性に関する項目を入れたという経緯があります。

今、国道20号沿線にはオオキンケイギクがたくさんはびこってしまっていて、北杜市ではそれを、温暖化防止の協議会と一緒に毎年駆除しています。また八ヶ岳の森にいろんな植物が入ってきますので、森の入り口に中北林務環境事務所の許可手続きを取って泥落としのマットを置きまして、その中にどんな植物の種子が入っているのかデータを取ったところ、40種余りが確認されたところでした。皆さんの地域でも、このような取り組みが進めば良いと思います。北杜市では今、具体的な取り組みを進めておりますので申し添えます。

議長：

よろしいでしょうか。他に意見はございますか。

森林の有する多面的機能が計画にしっかりと位置図づけられているということは、大変意義深いことだと感じます。生物多様性の保全機能ということについて、地元から言わせていただくと、やはり森林整備が重要ではないかということです。森林整備することによって森

林を健全に保ち、生物の生息場所としての森林が出てくると思います。今はそういった整備が不十分なために、獣が増えて里へ下りてきたりあるいは道路へ出てきたりすることが多くなっています。富士スバルラインなどは、やはり守る体制も必要ですけども、生き物が山に帰れるようにすることも大切だと思います。

森林整備をして土壌を豊かにして、しっかりと樹木が根を張り、水源が涵養される。そういった機能の発揮が生物多様性の保全機能の発揮にも繋がってくると思います。これはもう、地球規模で大事なことです。生物多様性の保全機能を単に数字で示せと言われても、他の機能の発揮とも密接に関係していることだと私は思います。

委員：

まずは、森林の健全な保全が重要です。

議長：

そうだと思います。森林が健全に保全できなければ、生物の多様化は図れないと思います。森林の持つ多面的な機能をフルに発揮させていくということがこれからの課題ではないでしょうか。

他にいかがでしょうか。

島田 林務長：

先ほどお話がありました、検証評価ということについてですけれども、前回の審議委員会の時にこの地域森林計画の位置づけについて御説明しておりまして、その時の資料の中で、法律に基づく地域森林計画に基づき県全体の基本方針、それからその実行計画としてやまなし森林・林業振興ビジョンというのを作っていることも御説明しております。国の計画は5年に一度ですけれども、県の計画は毎年度実績を検証し、評価してくという作業を行っております。前回やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況ということで御報告させていただきました。

先ほどの市町村の計画とは別に、県全体でもこうした毎年度の検証を行っているということ、補足で説明させていただきます。また、そのやまなし森林・林業振興ビジョンの中では、今委員がおっしゃっている生物の多様性につきましても、数値目標ではございませんが、県の基本方針として目標を設定しております。

委員：

計画樹立に当たっての基本的な考え方について、資料15ページの5の中に里山地域の保全とありますが、ここに書いてあるように農地と林地が重なっている場所がたくさんあると思います。確か従来は、農地が森林化しているところは地域森林計画には入らないという話を聞きましたが、その考えは続いているのでしょうか。

増田 森林整備課長：

はい。基本的にそのような考え方は続いておりまして、農地は入らないということでございます。

委員：

実は、私の町は竹林もありますし、里山の畑に森林がたくさんあります。神社の裏にそのような、手入れのされていない竹林がたくさんあります。そう言った場所が、農地だから地域森林計画に入れられないというのであれば、森林整備を行うことはできません。それでは一体、どうしたら良いのでしょうか。

増田 森林整備課長：

委員の御指摘のとおり、地目上は農地になっていても現況は森林であるような場所、実態として森林化している土地はそれなりにあると思います。現況が森林になっていることに加えて、その土地の所有者がその土地を森林として今後維持管理していく意向をお持ちであることが確認された場合には、農地から外して森林の方に編入するというのが基本的な考え方です。

議長：

他に何かありますか。はい、●●委員。

委員：

資料 1-3、6 ページの(1)ですが、これは前の内容が変わったので差し込んだということだと思いますけども、よく分かりません。言葉が被っているような感じがします。すっきりした記載にしていただけだと思います。例えば 6 ページの(1)上から 3 行目の森林の経営の受委託、これはいらぬのではないのでしょうか。その前からいきますと、長期施業の受委託などは、ここに書いて十分ではないのでしょうか。それから、意欲ある人にこの委託を進めるというレベルなのか、転換等を目指すレベルを考えているのか、これではどちらなのか分かりにくいと思います。おそらく転換等を入れて目指すということではないかと思いますが、委託を目指すなら目指す、進めるなら進めるということで、どちらか片方で良い気がします。それから、その次の「その際～」につきましても、促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、これは上の部分と一体で目につきました。意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託ということで、意欲のない人はそうすると上に委託してしまえば良い、という感じがします。

いずれにしましても、言葉が重複していたり、すっきりしない部分がありますので、もう 1 回整理していただいて、後は事務局にお任せしたいと思います。

増田 森林整備課長：

もう 1 度見返したいと思います。

委員：

お願いします。

議長：

はい、他にいかがでしょうか。

それでは、前回から検討していただいている地域森林計画の樹立と変更ですけれども、たくさんのご質問や指摘事項が出たところでございます。

見直が必要な部分は見直しをしていただいて、修正をお願いしたいと思いますが、大枠で異議はないでしょうか。

委員：

異議なし。

議長：

はい、それでは山梨東部地域森林計画の樹立及び富士川上流地域森林計画の変更は、指摘をしながらも意義のないものとして認めたいと思います。

よろしいですね。

委員：

はい。

議長：

ありがとうございました。

それでは、答申することを決定したいと思います。答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：

異議なし。

議長：

それでは、会長に一任をさせていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。山梨県緑化計画の中間見直しについて議題といたします。

まず事務局から、中間計画の説明をお願いします。

村山 みどり自然課長：

(資料2「山梨県緑化計画の中間見直しについて」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。中間見直しの素案の内容であります。これについて提言やご質問・ご意見がありましたらお願いします。はい、●●委員。

委員：

資料の一枚目一番下の中程で、「緑をまなぶ」というところですが、HP アクセス数の目標件数が 24,000 件ということですが、29 年の現状で 22,259 件になっています。ということは、少し数字的に低いのではないかと思います。26 年から 29 年の間で 22,300 ということですので、もう少し大幅に上げて良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

村山 みどり自然課長：

ホームページを分かりやすくアクセスしやすいよう、これまでバージョンアップしてまいりました。その結果、当初 H24 年度は 6,000 件だったものが、今は過去 3 年間の水準で最大となっており、そのアクセス数を設定しております。

委員：

年間の数なのですね。総数だと勘違いしておりました。

今は、スマートフォンやタブレットからのアクセスもありますので、もう少し上げて良いかと思えます。検討を事務局にお任せします。

議長：

はい、●●委員。

委員：

指標の見直し、「緑をまもる」のところの、CO₂ 吸収量を認証件数に変えた理由は何でしょうか。評価しやすいからですか。

村山 みどり自然課長：

CO₂ 吸収量ですと量が稼げるのは間伐ですが、森林施業には他にも種類があります。企業側には、新植がしたいといった様な色々なニーズがあり、施業によって差が出てしまいます。様々な企業の参加を促すという意味で、見直しを検討いたしました。

委員：

意図はよく分かりました。しかし、やはり世界レベルで CO₂ の排出量を減らさなければならぬ状況の中で、吸収量の指標は残すべきだと思います。

企業が参加しやすくなる、ということは理解できますが、それと並列で、目標値としてではなく CO₂ の吸収量を算定して掲載していくことは考えても良いのではないのでしょうか。

村山 みどり自然課長：

委員のおっしゃるとおり、CO₂の吸収量をあわせて記載する方向で検討いたします。

議長：

はい、●●委員。

委員：

森を守るですとか、地場産業を意識してジビエや観光との連携、世界に発信する山梨の景観などを、どこかに記載してはどうでしょうか。

野生動物の生息数管理や活用には苦心されていると思います。緑化計画の中にも、その位置付けを入れても良いのではないのでしょうか。観光や産業にも関連付けさせて、SDGsにも関連させて書かれたら良いのではないのでしょうか。

村山 みどり自然課長：

この計画と同時に見直し作業中を行っております、上位計画である環境基本計画においても、SDGsで整理しております。これに伴って、今回の緑化計画もSDGsで整理いたしました。この計画自体がSDGsの達成に貢献する位置づけとなっています。

委員がおっしゃるような、ジビエの推進、景観、観光といった記載は、現状ではございません。一部「緑をまもる」の中の、自然との共生、緑の保全、その中でレッドデータブック等を活用した自然環境の保全、レンジャーの活用等がございます。このような中に、書き込めることができないか、検討したいと思います。

議長：

はい、●●委員。

委員：

SDGsにはエネルギーという区分がありますが、木質エネルギーは緑と密接な関係があると思います。なぜ入っていないのでしょうか。

村山 みどり自然課長：

現在の緑化計画の中にはエネルギーが位置付けられていないため、SDGsの分類には当てはめられませんでした。

委員：

逆に、入れた方が良いのではないのでしょうか。

村山 みどり自然課長：

木質バイオマスの記載を中心に、検討させていただきます。

議長：

検討してください。

他にはありますでしょうか。

緑化計画の中間見直し案には、色々御意見いただきましたので、それらを整理しながら見直しをしていただきたいと思います。

終わらせていただいて、よろしいでしょうか。

それでは次に移ります。やまなし森林・林業振興ビジョンにおける数値目標の一部見直しについて、事務局から説明をお願いします。

山田 林業振興課長：

(資料3「やまなし森林・林業振興ビジョンにおける数値目標の一部見直しについて」による説明)

議長：

質問、御意見がありますでしょうか。はい、●●委員。

委員：

大型合板工場が稼働することに伴って、木材の生産量が増えるということはないのでしょうか。

山田 林業振興課長：

(ビジョンの目標値である H36 時点での木材生産量) 33万5千立方メートルは、県内で木材生産ができる量として計上しています。山には木がありますが、これ以上伐採すると資源が減少してしまうので、成長量などを考慮した上で数値を算出しています。単純に増やせるということではありませんので、御理解いただければと思います。

委員：

森林資源が充実するなかで、その活用を進める、生産量を増やすことも大事ではないでしょうか。

山田 林業振興課長：

これは平成36年度の目標値となっております。昨年度の木材生産量は、21万4千立方メートルの実績であり、これに対して、まだ目標とする33万5千立方メートルまではかなり幅があるという状況の中での数値ですので、御理解いただければと思います。

議長：

はい、●●委員。

委員：

森林が伐採時期を迎え、木材の建材としての利用促進が課題となっていることを以前説明いただきました。合板工場ができるからといって、製材用材を減らし、合板用材を増やすということが腑に落ちません。

燃料用チップの生産量も合板に伴って増えていくと思います。しかし、バイオマスエネルギーとしてのチップ需要はまだ十分ではないと思います。増えたチップの需要については、どのように考えておられますか。

山田 林業振興課長：

製材用材を減らしていることについてのご指摘ですが、製材用材には集成材用のラミナも含まれております。しかし、県内に集成材の工場はありませんので、伐採した木を県外に持って行かなければ集成材用にはなりません。実際には、運搬経費をかけず、県内で製材する方が有利であるため、このあたりのことを加味して合板用への利用を見込み、製材用材を減らしております。

また、大型のバイオマス発電所が大月市で稼働しております。甲斐市でも計画されており、他にもいくつか計画がありますので、燃料としての需要は十分にあるものと想定しております。

委員：

では、現行の製材用材9万6千立方メートルという数値は、県外に出す部分も含んでいるのでしょうか。

山田 林業振興課長：

そのとおりです。

議長：

はい、●●委員。

委員：

今後C材の需要が増えるということですが、森林から持ち出す残材の量が増えるのでしょうか。バイオマスを持ち出せば、土壌が痩せていくと思います。そういったことに、どのように対応されるのでしょうか。

山田 林業振興課長：

バイオマス利用のため、残材を林内から出せるものは出すことを想定しています。皆伐地

においては、一般的には伐採後に枝などが残りますが、それを片付けるために地拵え作業を行います。こうした経費をなるべく削減する必要があることから、これらの枝などもまとめて出していきます。このように、効率的に作業を進めることにより、C材も搬出されると考えています。

また、今回計上している数字の中には、搬出間伐の部分も含まれております。間伐の場合は、光が当たり下層植生が回復するので、土地が痩せるという心配はないと思います。

皆伐地については、場所が悪い所や水がある場所等は、なるべく残しながら伐採することになると思います。植林もしながら、早く山を回復させたいと考えています。

議長：

他にありますか。よろしいでしょうか。

それでは、数値目標の一部見直しについては、御承認いただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で予定した議事は一通り終わりましたが、その他何か、委員の皆さんからありますか。はい、●●委員。

委員：

南部町では、小規模バイオマス発電所が来年6月頃から着工し、再来年から稼働する予定となっています。私どもも、大月のバイオマス発電所を見学してきました。3日間で1200立方メートルもの大量の木を燃やすということでした。

山から木を出すときに、林道の整備や維持管理が不十分の中で、今度森林環境譲与税ができます。譲与税の使途として、市町村が林道の維持管理や作業道の修繕といったことを適切に履行していくよう、厳しく縛りをかけるといったことは可能でしょうか。

島田 林務長：

来年度からの森林環境譲与税は、市町村の裁量で使えるお金ですので、市町村の方で現在準備を進めているところです。元々、森林環境譲与税の目的は、地球温暖化防止です。国の閣議決定の内容では、木材利用の促進や担い手育成といったことも含まれていますが、市町村の聞き取りによると、多くの市町村では森林整備主体で考えているようです。本来の目的である森林整備と、それに伴って木材を搬出するといったことが促進されるように、助言等をしていきたいと思います。

委員：

指導だけだと心許ないので、間伐であるとか、作業道を確保するとか、いくつかの項目を上げて制限を設けて欲しいです。

島田 林務長：

全国会議の中でも、マニュアルや目標等を示して欲しいといったような声は出ています。

しかし、市町村の裁量、市町村の財源ですので、県が制限を設けるといことは難しいところがあります。

県全体としても、やまなし森林・林業振興ビジョンの目標がありますので、目標達成に向けて取り組みが進むように、市町村と連携しながら進めていきたいと思ひます。

議長：

より具体的に、県の市町村への指導が必要になってくると思ひます。

他にありませうか。はい、●●委員。

委員：

森林環境譲与税の使途について、市町村へ聞き取り調査をしているということですが、市町村の体制が弱い状況にあります。担当者が専門職でなかつたり、人数がいても他業務と兼務になっていたりしますので、準備作業は厳しいものと思ひます。

また、市町村の議員さんの理解が十分でない、ということも聞いていますので、ぜひ県の方で、専門職による十分な指導をしていってもらいたいと思ひます。

それから、下流域市町村にも人口割りによつてかなりの譲与額が入ってくると思ひます。そういった下流域市町村と連携して、県として独自の材の循環利用に取り組んでももらいたいと思ひます。

議長：

要望ということですね。

はい、それではよろしいでせうか。

他にございませうか。

それでは、以上で森林審議会の議事を閉じさせていただきますと思ひます。

島田 林務長：

(閉会あいさつ)

司会：

これを持ちまして、森林審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございます。

以上